

## 幼稚園利用保護者の皆さまへ

# 令和元年 10 月～ 幼児教育・保育無償化 「子育てのための施設等利用給付」のお知らせ

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て世代の経済的負担の軽減を図る、幼児教育の無償化を実施します。

この給付（保育料無償化）を希望する方は、施設等利用給付認定（第1号～第3号）を受ける必要がありますので、在籍する幼稚園を通じ、お手続きください。

### 1 給付（保育料無償化）を受けられる方

熊谷市に居住し、満3歳児から小学校就学前の子どもを私立幼稚園に通園させている保護者

### 2 給付認定区分と給付上限額

下表の認定区分による認定を受けることで、保育料等が無償（但し、給付上限額内）となります。

「子育てのための施設等利用給付」 認定区分		給付上限額（園児1人あたり月額）	
		保育料及び入園料	預かり保育料
第1号認定	満3歳以上の子どもで、 <u>保育の必要性がない</u> 子ども	① 25,700円	—
第2号認定	3歳児クラス（年少クラス）以上の子どもで、 <u>保育の必要性がある</u> 子ども		② 11,300円 （日額450円）
第3号認定	3歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの子どもで、 <u>保育の必要性があり、市民税非課税世帯</u> の子ども		③ 16,300円 （日額450円）

\* 保育の利用を必要とする要件は、以下のとおりです。

- ・就労（パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む。但し、月48時間以上の就労が必要）
- ・妊娠、出産（原則、出産予定日のある月とその前後2か月間に限る）
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・就職活動（起業準備を含む。保育を必要とする期間は、認定後およそ90日に限る）
- ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・虐待やDVのおそれ
- ・その他市長が認める前各号に類する状態

\* 無償化の対象経費は『保育料』及び『入園料』並びに『保育の必要性が認められた子どもの預かり保育料』に限ります。給食費、教材費、通園バス代などが保育料に含まれる場合には、その金額を除いた金額が対象となります。

\* 入園料については月額換算し、『入園料÷入園初年度の在籍月数（10円未満切り捨て）』で月ごとの給付対象額を計算します。

\* 月途中での入・退園や月途中での転出・入となった方に対する保育料及び入園料に関する給付は、『日割り』となります。

\* 預かり保育料の給付上限額については、『上記の表の②（又は③）の金額』と『日額450円×利用日数』のいずれか低い方の金額となります。

\* 認可保育所等に入ることができないことの代替的措置として、幼稚園での預かり保育と認可外保育施設を併用する場合にあっては、在籍する幼稚園の預かり時間が『8時間未満』又は年間開園日数が『200日未満』である場合に限り、預かり保育料と認可外保育施設の利用料の合算額が、給付上限額の範囲内で無償化の対象となります。

（裏面もご覧ください）

### 3 認定手続き

『4 提出書類』に記載する書類を、在籍する幼稚園に御提出ください。（該当する認定区分によって必要書類が異なります。）

なお、認定は熊谷市福祉部保育課が行い、後日、幼稚園を通じて各御家庭に通知します。

### 4 提出書類

第1号認定の子どもは(1)の書類を、第2号、第3号認定の子どもは(1)及び(2)の書類を御提出ください。

#### (1) 第1号～第3号認定の子ども共通の提出書類

- ① 申請書（子どものための教育・保育給付支給認定・変更申請書兼子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書）
- ② 個人番号記入票（配布の封筒にて封入・封緘し、提出）
- ③ 保護者の個人番号カード（マイナンバーカード）の写し（②の書類とともに封入・封緘し、提出）※

※ ③の個人番号カード（マイナンバーカード）をお持ちでない方は以下の書類の写しに代えることができます。下記（A）のうち1点及び（B）のうち1点のそれぞれ写しを、②個人番号記入票とともに封入・封緘し、御提出ください。

番号確認のための書類（A）	身元確認のための書類（B）
<ul style="list-style-type: none"><li>・通知カードの写し</li><li>・個人番号が記載された住民票の写し</li><li>・個人番号が記載された住民票記載事項証明書の写し</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証の写し</li><li>・パスポートの写し</li><li>・住民基本台帳カード（顔写真付き）の写し</li><li>・身体障害者手帳の写し 等</li></ul>

#### (2) 第2号、第3号認定の子どもの提出書類

① 保育を必要とする理由ごとに定められる次の書類（父、母それぞれ1枚ずつ必要になります）

父母の状態	提出書類及び添付書類
就労	就労証明書
就職活動	就労確約書
妊娠、出産	①申立書+②母子健康手帳の写し（表紙）と分娩予定日がわかる書類の写し
疾病・障害	①申立書+②医師の診断書の原本又は各種手帳の写し
介護・看護	①申立書+②看護・介護が必要な方の医師の診断書の原本又は各種手帳の写し
就学	①申立書+②学生証と時間割の写し

② 第3号認定に該当し、平成31年1月1日時点の住民登録地が熊谷市外である方は、先の住民登録地から「令和元年度市町村民税非課税証明書」をお取寄せの上、御提出ください。

### 5 問合せ先

熊谷市教育委員会教育総務課（熊谷市役所6階）※令和2年3月31日まで

熊谷市福祉部保育課（熊谷市役所4階）

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電話 048-524-1111（代表）

内線 教育総務課 382 保育課 431